

令和4年第9回会津若松市 農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年9月20日 午後1時30分から
- 2 場 所 会津若松市役所河東支所2階大会議室
- 3 委 員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 涉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 14名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男		
		11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司			15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治		

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 4名

9番委員	渡部 政治	10番委員	武田 久美子	14番委員	星 俊典
18番委員	手代木 久司				

- 6 出席した事務局職員

事務局長	小島 善樹	主幹	鈴木 公彦	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎				

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和4年第9回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は14名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員18番・渡部 政美委員、農業委員2番・多田 善信 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員1番) 二瓶正貴 委員</p>	<p>始めに、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>日橋地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第30号1番から2番について、推進委員1番 二瓶正貴より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。これらの案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、9月15日午前9時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件について ご質問ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第30号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員9番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>湊地区担当委員より1番について説明願います。</p>

	<p>農業委員9番 小檜山祐一より、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について の1番について報告いたします。</p> <p>申請の詳細は議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、携帯電話無線基地局設置工事を行うにあたり、農地法第5条第1項の規定に基づき、周辺を工事用地として一時転用するものです。</p> <p>農地区分については農用区域内農地であります。申請事業が「仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、「一時転用事業」であり、申請地周辺の他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、9月15日午前9時40分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、丸山 部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、本件については、都市計画法は区域外、農振法・土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第31号 は原案のとおり決せられました。</p>
会 長	<p>次に、議案第32号 農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p>
会 長	<p>所有権転移についてお願いします。</p> <p>地区担当委員の調査報告をお願いします。</p>
会 長	<p>高野地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(農業委員14番) 弓田秀一 委員	<p>農業委員14番 弓田秀一より、議案第32号 所有権移転の1番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番の案件につきましては、認定農業者に対する所有権移転です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、9月17日午前9時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>利用権設定についてお願いします。</p> <p>各地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
会 長	<p>神指地区担当委員より1番について説明願います</p>
(推進委員5番) 佐藤直意 委員	<p>推進委員5番 佐藤直意より、議案第32号 利用権設定の1番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、9月18日午後3時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>門円地区担当委員より2番について説明願います。</p>
(推進委員2番) 島影盛継 委員	<p>推進委員2番 島影盛継より、議案第32号 利用権設定の2番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p>

2番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。
申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、9月11日午後2時30分より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。

(なし の声あり)

会 長

それではお諮りします。議案第32号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

会 長

満場ご異議ないものと認めます。
よって、議案第32号 は原案のとおり決せられました。

会 長

次に報告に移ります。
報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、
報告第23号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、
及び報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。

会 長

事務局より報告願います。

事務局

報告第22号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から5番について、事務局よりご報告いたします。

届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。
これらの案件は、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

次に、報告第23号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の1番について、報告いたします。

届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。
これらの案件は、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

なお、都市計画法上の意見としまして、

- ①隣接する土地との境界を明確にすること。
- ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。
- ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。
- ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。

との意見が付されております。

次に、報告第24号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の1番から3番について、報告いたします。

届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。
これらの案件は、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

なお、都市計画法上の意見としまして、1番と3番の案件に対し、

- ①隣接する土地との境界を明確にすること。
- ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。
- ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。
- ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。

との意見が付されております。

加えて、2番の案件には、

- ①令和4年8月8日付け会津若松市指令開第1009号で許可した開発行為の内容を遵守すること。

	<p>3番の案件には、 ①牧沢地区計画区域内のため、建築物や工作物などの建築を行う場合、都市計画課へ届出が必要となる。 ②景観条例に基づく意見はないが、屋外広告物等に関する条例上、第4種特別規制地域に該当していることを申し添える。 との意見が付されております。 報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 (午後1時45分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和4年9月20日

会津若松市農業委員会 会長

2番農業委員

18番農業委員